町内会に対する補助制度を拡充 ~町内会活動が持続できるよう財政運営を支援します~

1 目 的

区・町内会・自治会の安定的な財政運営を支援するため、区・町内会・自治会が管理 する防犯灯の電気料補助金の補助率を引き上げるとともに、今後老朽化が進む集会施設 の解体費用の補助を新設し、町内会の財政的負担の軽減を図ります。

2 概要

補助名称	防犯灯電気料補助金	集会施設整備事業費補助金
現行制度拡充内容	防犯灯の年間電気料相当額の 2分の1を補助 年間電気料相当額を補助 ※ 年間電気料相当額 =4月分電気料金×12	コミュニティ集会施設について、新築、増築、建替、修繕にかかる事業費の2分の1を補助(新築、増築、建替の補助額上限1500万円、修繕の補助額上限500万円) ・解体に対する補助(上限200万円)を新設・建替の場合、新築補助額(上限1,500万円) に解体補助額(上限200万円)を上乗せ ※ 上限額は鉄骨造又は鉄筋造の場合
		AUFIE ZZT&
予算額	36, 162千円	14,705千円 令和6年度は解体、建替の予定なし
開始時期	令和6年度申請分から開始	令和6年度申請分から開始 (ただし、令和6年度は、緊急的な解体のみ 対象)
令和5年度	補助団体数 329団体	補助団体数 18団体
実績等	補助灯数 17,647灯	施設数 18施設
(見込)	補助金額 16,584千円	補助金額 19,102千円